

契約書(案)

徳島県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、業務の履行について次のとおり契約を締結する。

(業務の目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「業務」という。)を乙に発注し、乙は、これを受注する。

- (1) 業務名 徳島おどりフェスタ～新時代へ踊り出そう～開催期間における情報発信業務
- (2) 業務内容 別添の「徳島おどりフェスタ～新時代へ踊り出そう～開催期間における情報発信業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(業務の処理)

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、業務を処理しなければならない。

2 仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和6年12月13日までとする。

(契約金額)

第4条 契約金額は、金〇〇〇,〇〇〇円とする(うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇,〇〇〇円)。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(業務の調査等)

第6条 甲は、この業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、仕様書に定める範囲において業務の実施について必要な指示をすることができる。

(業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額、契約期間又は重要な業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(検査等)

第8条 甲は、乙による業務完了報告後10日以内に、業務の成果が契約内容に適合しているかどうか検査を行わなければならない。

(契約代金の支払)

第9条 乙は、甲による検査の結果、業務の成果が契約内容に適合していると認められたときには、甲に対して契約代金の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託先、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を文書で甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 契約条項に違反したとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する契約代金を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(情報セキュリティ要件)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤 正 純

乙

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第4 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第10 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第12 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 3 条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第 4 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 5 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 7 条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第 8 条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第 10 条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 11 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。